

2026年2月1日

地域包括診療料に関するお知らせ

当院は、厚生労働省が定める「地域包括診療料」の施設基準を満たし、届出を行っている医療機関です。地域のかかりつけ医として、複数の慢性疾患をお持ちの患者さまに対し、継続的・包括的な診療を行っています。

【対象となる患者さま】

当院では、次のような慢性疾患を2つ以上お持ちの患者さまを主な対象として診療を行っています。

- ・高血圧症、脂質異常症、糖尿病、慢性心不全、慢性腎臓病、認知症 など

※医師が診察のうえ、医学的に適切と判断した場合にご案内いたします。

【診療内容について】

当院では、以下のような内容を含めた包括的な診療を行っています。

- ・慢性疾患の継続的な管理
- ・生活習慣に関する指導および助言
- ・服薬状況の確認と調整
- ・他の医療機関・介護サービスとの連携
- ・必要に応じた専門医療機関への紹介

患者さまの生活背景やご希望を踏まえ、無理のない治療計画を一緒に考えていきます。

【24時間対応について】

当院は、地域包括診療料の施設基準に基づき、**24時間の相談対応体制**を整えています。診療時間外でも、体調変化などについてご相談いただけます。

※緊急性が高い場合は、救急要請(119)を優先してください。

【他医療機関受診時のお願い】

地域包括診療料を算定している患者さまは、他の医療機関を受診される際に、

当院が「かかりつけ医」であることをお伝えいただくようお願いいたします。

これにより、重複投薬や検査の防止、適切な医療連携が可能となります。

【同意について】

地域包括診療料の算定にあたっては、内容をご説明したうえで、患者さまの同意をいただいています。ご不明な点がありましたら、医師またはスタッフまでお気軽にお尋ねください。

【個人情報の取扱いについて】

診療情報は、適切な医療提供および医療連携の目的に限り利用し、個人情報保護法に基づき厳重に管理いたします。